

東大和訪問看護ステーション
東大和訪問看護ステーション武蔵村山サテライト
運営規程

(事業の目的)

第1条

社会医療法人財団大和会が設置する東大和訪問看護ステーション(以下「主たる事業所」という。)東大和訪問看護ステーション武蔵村山サテライト(以下「従たる事業所」という。また主たる事業所と従たる事業所を合わせ「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定め、医療保険法、介護保険法に基づき利用者に対し適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導(以下「訪問看護」という。)を提供することを目的とする

(運営の方針)

第2条

- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅療養を推進し、快適な在宅療養ができるよう支援する。
- 2 ステーションは、事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 ステーションは、事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所、及び近隣の保健・医療・福祉サービス機関との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条

- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならないものとする。

(事業の名称及び所在地)

第4条

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 主たる事業所名称 東大和訪問看護ステーション
- 2 主たる事業所所在地 東京都東大和市南街2丁目49番地の3
- 3 従たる事業所名称 東大和訪問看護ステーション武蔵村山サテライト
- 4 従たる事業所所在地 東京都武蔵村山市榎1丁目1番地の5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条

ステーションに勤務する職種、員数、職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者:看護師1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し適切な事業運営が行われるよう統括する。但し、管理上支障がないときは、ステーションの他の職務、又は同一敷地内にある他の施設・事業所の職務に従事することができるものとする。

- 2 看護職員:保健師、看護師 常勤7名以上

訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護を担当する。

- 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:実情に応じた適当数を配置する。

訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条

ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日:月曜から土曜までとする。

但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

- 2 営業時間:午前8時30分から午後5時00分とする。

- 3 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(利用時間及び利用回数)

第7条

- 1 介護保険利用者は、居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数については、当該計画に定めるものとする。

- 2 医療保険利用者は、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とする。訪問の利用は、

週3日を限度とする。但し、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び急性憎悪等により特別指示書を交付された利用者については、その限りではない。

(指定訪問看護の提供方法)

第8条

訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- 1 利用者やその家族がかかりつけ医師(主治医)に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医師会、関係区市町村、関係機関に調整等を求め対応する。

(指定訪問看護の内容)

第9条

訪問看護内容は次の通りとする。

- 1 療養上の世話:食事(栄養)の管理・援助、排泄の管理・援助
清潔の管理・援助(清拭・入浴等)、ターミナルケア
- 2 診療の補助:褥瘡の予防・処置、カテーテル管理当の医療処置
- 3 リハビリテーションに関すること
- 4 家族支援に関する:家族への療養上の支援・相談等

(緊急時等における対応方法)

第10条

- 1 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変および緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、必要に応じて適切な処置を行うこととする。
主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等必要な処置を講じるものとする。
- 2 前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医および管理者に報告する。

(利用料その他の費用の額)

第11条

- 1 介護保険法により訪問看護を提供した場合は、厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割又は2割を徴収する。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担

とする。

- 2 医療保険法による訪問看護を提供した場合は、厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとし、医療保険法に基づく本人負担分を徴収するものとする。
- 3 訪問看護提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額について料金表による説明をした上で、支払いに同意を得るものとする。
- 4 前項の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し領収書を交付する。

(通常業務を実施する地域)

第12条

主たる事業所の通常訪問看護を実施する地域は、東大和市、武蔵村山市、小平市、立川市、東村山市とする。

従たる事業所の通常訪問看護を実施する地域は、武蔵村山市、東大和市、立川市、昭島市、瑞穂町とする。

(相談・苦情対応)

第13条

- 1 ステーションは、利用者から相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条

- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第15条

- 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし

てはならない。退職後も同様とする。

- 3 ステーションは、訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。

(高齢者虐待防止)

第16条

- 1 ステーションは、高齢者虐待防止法に基づき、次の措置を講じるものとする。
 - 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知する。
 - 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する。
 - 4) 1)～3)を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 ステーションは訪問看護の提供中に、看護職員等または養護者(利用者家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを、市及び関係機関に通報する。

(身体拘束の禁止)

第17条

- 1 利用者または利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- 2 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 身体拘束廃止に向けて身体拘束適正委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知する。なお、構成員は高齢者虐待防止委員会と兼任する。

(ハラスメント対策)

第 18条

ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

- 1 ステーションは、従業者が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(業務改善計画の策定)

第19条

- 1 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第20条

ステーションは、ステーション内において感染症が発生し、または蔓延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- 1 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 ステーションにおける感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- 3 ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

附則 この規程は、平成10年3月31日より施行

改正	平成13年12月1日	平成16年3月1日	平成16年5月10日	平成16年6月25日
	平成16年7月1日	平成17年6月1日	平成21年4月1日	平成22年12月11日
	平成23年4月1日	平成23年10月16日	平成23年11月1日	平成24年4月1日
	平成25年5月20日	平成26年4月1日	平成26年7月1日	平成27年4月1日
	平成27年10月1日	令和3年4月1日	令和6年6月1日	令和7年2月1日